九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

「大ぶりたんや国」の統治術 : ジェイムズ六世・一世と顧問官たち

木村, 俊道
九州大学大学院法学研究院 : 教授

https://doi.org/10.15017/1932028

出版情報：政治研究. 65, pp.35-67, 2018-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

「大ぶりたんや国」の統治術

――ジェイムズ六世・一世と顧問官たち(1)――

木村俊道

はじめに
第一章　ジェイムズと人文主義
　第一節　ルネサンス期の政治教育
　第二節　ジェイムズの君主論
第二章　イングランド王位継承問題
第三章　ブリテン統合問題
おわりに

はじめに

一七世紀初頭、「大ぶりたんや国」[2]の王を名乗るジェイムズ（James VI & I, 1566-1625）は、日本の「皇帝」[3]に宛てて複数の書簡を送った（1610-14）[4]。ジェイムズによれば、日本の「皇帝」は、「力と偉大さ」power and greatness を備えるだけでなく、「あらゆる種類の異邦人 strangers を歓待する」ことで知られている[5]。これに対し、日本の側で書簡を翻訳したのは、家康に登用されていた「異邦人」のウィリアム・アダムズ（三浦按針）であった[6]。そして、ジェイムズが求めた通商を家康が認めたことにより、両国の外国交際が始まることになる。

このような日本との交易や、北アメリカでの植民地建設などに示されるように、ジェイムズの時代は、辺境の島国であるイングランドが「他者」との交際を拡大するとともに、「帝国」の意識を強めた時代でもあった[7]。ところが、その一方で、彼の言う「大ぶりたんや国」の実体は怪しかった。なぜなら、ブリテン島においてジェイムズが目指したイングランドとスコットランドの完全統合は、議会の反対によって頓挫していたからである。両国が連合した「グレイト・ブリテン王国」が実際に成立するのは、一世紀後の一七〇七年を待たなければならない。

したがって、「大ぶりたんや国」は、この時点ではまだ、ジェイムズが心に描いた「想像」の共同体に過ぎなかった。しかも、彼自身もまた、複数の政治的身体を有する、高度に擬制的な存在であった。というのも、彼はイングランド王ジェイムズ一世であるのみならず、スコットランド王ジェイムズ六世でもあり、同時にまたアイルランド王ジェイムズ一世であったのである。彼が実際に統治していたのは、想像上の「大ぶりたんや国」ではなく、これらの三つの王国に加え、ウェールズや北アメリカ植民地などから構成される「複合国家」composite state であった。加えて、彼の出身はイングランドではなく、スコットランドである。それゆえ、彼はロンドンにおいて、常に「他者」に囲まれた「異邦人」でもあったのである。

ジェイムズはこれまで、王権神授説や絶対主義を唱え、「革命」や「内乱」を招いた専制君主として、息子のチャールズ一世とともに批判されてきた。たとえば、「統治能力に劣っていた」ジェイムズが「純粋で汚れのない絶対主義」を展

開することによって、イングランドは「支配者の奴隷や玩具」になったとするグーチの見解はその一例である。[8] あるいは、福田歓一によれば、「国王の権限は神から直接に由来しているとして、世襲制を神秘化し、家父長権としての国王の権限を強調した」ため、ジェイムズは「たちまち人民の側と衝突を起した」とされた。[9]

しかし、ジェイムズが他方で、人文主義的な教養を備えた君主であり、たとえばホッブズやロックから、「最も賢明」で「学識ある君主」として高く評価されていたことはあまり知られていない。[10] 加えて注目すべきは、ジェイムズが、幼少の頃からすでに、スコットランドにおける内乱の渦中に巻き込まれていただけでなく、母親の女王メアリが退位・亡命し、処刑される一連の過程を目の当たりにしてきたことであろう。[11] これらの危機や悲劇を経験しつつ、他方でルネサンス君主としての教育を受けたスコットランド王ジェイムズは、征服や暴力に依ることなく、一六〇三年に異国であるイングランドの王位を継承し、テューダー朝からステュアート朝への移行を実現させた。ところが、それと同時に彼は、ブリテンの統合やアイルランドの植民といった新たな課題を抱えることになる。

このような、高度に擬制的な「想像」の共同体、あるいは「複合国家」の統治において、王位の継承と王朝の交代、帝国の統合、そして内乱の回避といった難題に「異邦人」の君主であるジェイムズはいかに取り組もうとしたのか。

かつては近代デモクラシーや自由主義の起源として注目され、近年では共和主義の展開が盛んに研究されてきた初期近代政治思想史において、「学識ある君主」としてのジェイムズは、多くの場合、旧体制の遺物として批判されるか、あるいは単に見逃されてきた。[12] このような研究史上の大きな「盲点」に対して、本稿ではまず、マキァヴェッリやエラスムス、そしてブキャナンを含めた同時代の人文主義と君主教育論の伝統を確認したうえで、歴史学や文学などの隣接分野も含めた研究の進展を踏まえ、ジェイムズの政治思想を再検討する。[13] また、その際に彼の代表作とされる『自由な君主政の真の法』や『バシリコン・ドロン』だけでなく、スコットランド時代の彼や、書簡や国王布告、議会演説、あるいは詩などの文芸作品も考察の対象に含めたい。もっとも、その一方で、本稿が扱う範囲は限定され、一六〇三年の王位継承前後のイングランドを中心とする。しかし、このような「新君主」が登場する転換期においてこそ、彼の政治思想の基本的な型や、あるいは同時代に内在していた課題が端的に浮かび上がるのではないか。

そのうえで、本稿では、ジェイムズだけでなく、ロバート・セシル（Robert Cecil, 1563-1612）やフランシス・ベイコン（Francis Bacon, 1561-1626）といった顧問官や助言者たちにも注目しながら、王権神授説や絶対主義、あるいは共和主義に還元されることのない、人文主義的な「統治の技術」art of government[14]が彼らに共有されていたことを明らかにする。彼らの政治思想は、古典や歴史に育まれるとともに、助言や思慮、あるいは演技やレトリックを通じた政治の経験と他者との交際によって洗練された実践知、あるいは集合的な学芸・技芸（＝「アート」）だったのではないか。さらに、本稿ではまた、ジェイムズと顧問官たちに注目することによって、初期近代政治思想史における君主政と複合国家の重要性が見えてくることを併せて示唆してみたい。

第一章　ジェイムズと人文主義

第一節　ルネサンス期の政治教育

ルネサンス期から一八世紀にかけての初期近代（近世）ヨーロッパの政治教育において、キリスト教に加え、古典古代を模範とする人文主義が果たした役割は大きい[15]。もっとも、人文主義は広く人間の完成や学問の実践を志向する一方で、一定の教義や体系に立脚するものではなく、文法・修辞・詩・歴史・道徳哲学の連環によって成り立つ人文学 studia humanitatis によって育まれた。トマス・エリオットの『統治者論』（1531）やカスティリオーネの『宮廷人』（1528）などに示されるように、それは、顧問官や書記官、外交使節、宮廷人、法律家、議員、そして貴族やジェントルマンなどの政治エリートに不可欠の教養とされたが、同時代の君主もむろん例外ではなかった。とりわけ、ルネサンス期における人文主義的な君主教育論の両極となるのが、エラスムスの『キリスト教君主の教育』（1516）とマキァヴェッリの『君主論』（1532）であろう。たとえば、エラスムスによれば、当時のヨーロッパの君主国は選挙制ではなく世襲制が主であるために、「良い君主を戴くことができるかどうかは、主として良い教育を施せるか否かにかかっている[16]」。そして、たとえばポルニッツによる最近の研究でも指摘されているように、「初期近代のブリテンにおいて、自由教育を受けること

は君主にとって真剣に取り組むべき仕事であった」のである。[17]

このような政治教育を受けた君主のなかでも、プラトンの「哲人王」[18]や旧約聖書の「ソロモン王」[19]に比せられ、その学識が称賛されたのがジェイムズであった。しかも、文学研究の分野において近年注目されているように、『自由な君主政の真の法』(1598)や『バシリコン・ドロン』(1599)の他にも、詩文の作者として彼は、複数の分野で多数の作品を残している。[20]たとえば彼は、スコットランド時代から詩人としても活動し、『神聖な作詩法についての習作』(1584)[21]などの作品を若い頃から発表していた。[22]また、神学に関しても、聖書注解や悪魔学などに関する著述を残す一方で、欽定訳の『聖書』(1611)の作成を援助した。一六一七年には、議会や星室庁での演説なども含めた『著作集』が編纂され、二〇年には早くも増補再版されている。[23]それゆえ、たとえばフランシス・ベイコンの『学問の進歩』(英語版 1605 ラテン語版 1623)によれば、古代ローマの皇帝やヨーロッパの歴代の国王と比べ、ジェイムズほど「聖俗のすべての文芸や学芸に通じている」学識ある君主はいないと称賛された。しかも、ジェイムズはレトリックにも優れており、彼の演説は、かつてタキトゥスが初代ローマ皇帝アウグストゥスの雄弁について述べたように、「まったく王者に相応しい」のである。[24]

このようなジェイムズの政治思想の基礎はスコットランドで育まれた。[25]ジョン・ノックスらによって宗教改革が進むなか、ジェイムズは、プロテスタント系の貴族の抵抗によって母親のメアリが退位させられたため、生まれて一三か月目にしてスコットランド王に即位した(1567)。その後、国王派とメアリ派との内乱が続くなかで、枢密院によってジェイムズの教育担当に任命されたのが、人文主義者のジョージ・ブキャナン(George Buchanan, 1506-82)[26]と、ジュネーヴから帰国したピーター・ヤングであった。両者を通じてジェイムズは、カルヴァン主義的な神学を教授されるとともに、人文主義的な教養を身につけることとなる。[27]それゆえ、ヤングが作成したリストによれば、この時期の彼の蔵書にはプラトンやアリストテレス、キケロをはじめとするギリシア・ローマの古典に加え、エラスムスやエリオットの『統治者論』、カスティリオーネの『宮廷人』といった人文主義教育に不可欠な文献が一通り揃えられていた(ただし、マキァヴェッリは含まれていない)。[28]また、ヨーロッパ各地の大学や宮廷において、教師や詩人、あるいは劇作家として活躍し

ていたブキャナンはすでに、ジェイムズの生誕を祝う詩において、雄弁などを含む人文主義的な教養を通じて「平時においても戦時においても王国を支配する真の技術」を学ぶ必要を説いていたのである。[29]

それゆえ、ブキャナンの『スコットランド人の王権法に関する対話』（以下『王権法』。出版1579）では一方で、同時代の人文主義者に広く共有されていた古典的な君主論や統治技術論が展開されることになる。彼によれば、「自由教育」は「人生のあらゆる側面において重要」であり、少年君主の教育に欠かせない。[30]そのうえで、彼が理想とする君主は、セネカの悲劇『テュエステス』において合唱隊に歌われたような、情念や感情に動かされず、民衆の模範となるストア主義的な君主であった。[31]しかも、ブキャナンは、キケロの『弁論家について』における技術論を踏まえながら、統治の技術を「人間社会を維持する」のための「すべての法」を導く「思慮」であるとの理解も示す。[32]さらに、君主は「世界の舞台」の上に立つがゆえに「あらゆる言動」が常に注目されており、その振舞いが民衆に大きな影響を与えるとする議論[33]は、以下で見るように、ジェイムズの『バシリコン・ドロン』においても繰り返されたのである。

ところが、ブキャナンの『王権法』は他方で、帰国してプロテスタントに改宗した彼が、メアリの退位を正当化するために執筆した作品でもあった。それゆえ、ブキャナンは、この『王権法』や『スコットランド史』（1582）などを通じて、暴君を批判するのみならず、自然法や国制史、聖書などを論拠として、国王の選挙制や民衆の抵抗権を提唱することになる。[34]すなわち、彼によれば、「人間は自然によって社会で共同に暮らすように作られた」のであり、国王は民衆のために「社会の守護者」として「選ばれる」。さらに、実際の君主は完全ではないために、「模範」となる法を民衆が制定し、君主は「物を言う法」lex loquens として、「物を言わぬ王」rex mutus である法に従うことが「王権の技術」として求められる。[35]したがって、「人間社会」を破壊する暴君に対しては、民衆が抵抗し、「敵」として「殺害」することも容認されたのである。[36]

師であるブキャナンからジェイムズに献呈されたのは、伝統的な「君主の鑑」論や、況やマキァヴェッリの『君主論』でもなく、以上のような抵抗論が説かれた『王権法』であった。それゆえブキャナンは、『王権法』の序言において、次のように少年君主を厳しく指導した。すなわち、彼は、この作品が「成育の時期」にあるジェイムズの「指針」となる

だけでなく、「追従という岩礁」を通り抜け「舵を取る」ための「手荒な、時には遠慮のない批判者」として「勧告」を行い、道を踏み外した場合には「貴方を叱責し、もう一度引き戻すであろう」と宣告したのである。[37]

第二節　ジェイムズの君主論

このようにして、ジェイムズは人文主義的な基礎を身につけた。しかし、その一方で、「成育の時期」を経た彼は、ブキャナンの抵抗論を斥け、自ら君主論を展開することになる。[38]実際に彼は、『自由な君主政の真の法』において、ブキャナンをはじめ、ノックスやメルヴィルに代表される長老主義、カトリックを含めた大陸の抵抗論、そして王位継承問題をめぐる論争[39]といった、反乱を招き寄せる「セイレーンの歌」に対抗して、君主と臣民の「相互の義務」を示すことを試みた。[40]しかも、その際に彼は、聖書をはじめ、自然法や国制史というブキャナンと同様の、かつ複数の論拠を用いて抵抗論を覆そうとする（64）。たとえば、国制史に関するジェイムズの見解によれば、「野蛮でシビリティに乏しい」スコットランドでは、選挙によって王が選ばれたのではなく、アイルランドから来た「賢明な王」ファーガスの征服によって「国家と統治の形態が確立」された。それゆえ、「王こそが法の作成者であり制定者」なのである（73）。

もっとも、ジェイムズは一方で、国王が「法の上にある」としながらも、他方でまた、ブキャナンの主張にも見られたように、王が「物を言う法」であることは否定しない。ジェイムズによれば、「法によって統治しない君主」は「神への責任を果たさず」、「幸福で定まった治世を有することもできない」。しかし、これに対して、「善君は彼の行動をすべて法に従わせる」が、それに「縛られるのではなく」、「臣民に良き模範を与えるため」に、あくまでも「善き意志」によってそうするのである（75）。さらに、このような君主はまた、自然法の観点からは、子供に対する父親や身体に対する頭部としても理解される（76–78）。ジェイムズはこうして、ブキャナンとは対照的な君主論を提示したうえで、個々の私人や契約の当事者が裁定者になれないことや、反乱がもたらす災難の大きさなどを加えて指摘し、抵抗論への反論を展開したのである（78–83）。[41]

これらの議論に加えて、『自由な君主政の真の法』ではまた、聖書を論拠とした王権神授説も展開された。しかし、こ

こで注意すべきは、「詩編」や「サムエル記」などの解釈を中心とするジェイムズの議論は、「絶対的で恣意的」な「専制権力」（ロック『統治二論』[42]）の行使を正当化するものではなかったことであろう[43]。しかも、王権を神や聖書に基礎づける理論は、中世以来、とりわけ教皇権を排除するとともに、抵抗や不服従を批判するためにヨーロッパで広く受容されていた理論であった。さらに、近年ではバージェスや小林麻衣子氏によって、権力の起源に関する王権神授説と、権力の行使に関する絶対主義論が当然に結びつくものではないことも指摘されている[44]。むしろ逆に、ジェイムズが実際に強調したのは、「地上における神の玉座に坐る」がゆえの、臣民に対する君主の「義務」であった（64）。したがって、少なくとも『自由な君主政の真の法』に限って言えば、それは、イングランドにおける恣意的な支配を正当化したもの（それゆえ、後に「革命」と「内乱」を招いたもの）ではなく、抵抗と内乱をすでに経験していたスコットランドにおいて、神を前にした義務と服従を説いた作品であったのである[45]。

ジェイムズは、このように師のブキャナンに「抵抗」したうえでさらに、「正しく公平な助言者」（3）を演じ、『王権法』に代わる君主教育論を自ら執筆することになる。それが、息子のヘンリに対する「王からの贈り物」とされた『バシリコン・ドロン』であった。ジェイムズはここでも、キリスト教君主としての神に対する義務や、君主の職務上の義務などを論じるが、それらはむろん、専制君主の手引きを記したものではなかった。むしろ逆に、たとえば第二巻の冒頭では、善君と暴君との違いが次のように強調される。すなわち、ジェイムズによれば、善君は「民衆のために定められており、神から統治の重荷を背負い、それに責任を有する」のであり、「良き法を制定し執行することによって、民衆の福祉と平和を獲得し、維持する」ことを求めるのである。しかも、ここで見逃せないのは、このような伝統的とも言える君主論の典拠として、プラトンやアリストテレス、クセノフォン、キケロ、タキトゥスなどの古典が参照されていたことであろう（20-21）。

このように、ジェイムズの君主論は、キリスト教に加え、人文主義的な教養を基礎としていた。そのうえで彼はまた、息子のヘンリに対して、抵抗論ではなく、「職務を遂行」して「民衆を支配する」（44）ための統治の技術[46]を学ぶことを求めた。しかも、彼によれば、かつて「詩人たちが九人のミューズをすべて姉妹としたように」、「あらゆる技芸と学問

all arts and sciences はすべて相互に関連している」ために、それらの「諸原理」や「調和」から「あらゆる分野の知識」や「あらゆる技についての助言」を汲み取ることができる（44）。そのうえで、聖書や法とともに、とくに君主に必要とされたのが、「経験を理論で学ぶ」ことができる歴史であった。なぜなら、転回を常とする歴史の知識を通じて、「過去の事柄を現在に応用する」だけでなく、「すべての大使や異国人への振舞い方」を知り、「彼らと自国の状況について議論できる」ようになるからである。そして、彼がとくに推薦した歴史書は、ブキャナンやノックスのような「忌まわしい誹謗の書」ではなく、「実践においても、軍事の教則においても遥かに優れている」カエサルの『ガリア戦記』であった（46）[47]。

こうして、ジェイムズは、議会や司法、教会や貴族、宮廷などに関する統治の技術を「助言」したうえで、さらに『バシリコン・ドロン』の第三巻において、ブキャナンにも共有されていた劇場的な世界観を提示し、君主による演技や振舞いの重要性を強調する。なぜなら、「王は舞台の上に置かれたごとき存在であり、ほんの些細な動作や仕草であっても、あらゆる人々の注目を強く浴びる」からである（ただし、一五九九年の初版では「舞台」ではなく「処刑台」と記されていた[48]！）。しかも、民衆は外見で内面を判断するために、軽率な振舞いは「反乱と無秩序の母」である軽蔑を招く（49）[49]。したがって彼は、カスティリオーネの『宮廷人』をはじめとする同時代の作法書と同様に、「食事、睡眠、衣服、話し方、書き方、動作」（50）などに関する振舞いを適正なものにする必要を説いたのである。

ジェイムズはまた、このような演技や振舞いに加えて、レトリックや身振りにも強い関心を寄せていた。たとえば、発言や演説については、キケロの『義務について』などに依拠しながら、「聴衆の眼に語りかける」身振りの重要性や、発話と身振りを「わざと装うのではなく、自然で簡明な形」にする必要を強調する。また、言語についても、下卑なものや衒学的なものを避け、「平明で、誠実で、自然で、端正で、明晰で、短く、簡潔な」言葉を用いることが望ましい。他方で、雄弁においては「主題や時機に応じて、荘重さや機敏さや快活さの具合を加減」しつつ、「確かで良好な基礎に立脚して、貴方の考えを伝えるのに無理がなく明確で、分別がある」ようにすべきである。さらに、著述についても、それは「記録された発言」であるため、とくに「国王布告や、とくに外国の君主への親書」においては「平明で簡潔で、

権威ある様式」を用いるのがよい。しかも、文章は「貴方の考えを真に写した絵」として「ずっと後世に残る」ため、時間を置いて書き直すなどして、「見苦しさや不誠実さ」を避けることが勧められたのである（53-55）。

第二章　イングランド王位継承問題

このように、ジェイムズは、演技やレトリック、あるいは印象や言語の操作に自覚的な、人文主義的な君主であった。このことは、彼が若い頃に作成した詩の一節にも見て取ることができる。それによれば、「思想は自由」であり「隠されていれば害にはならない」が、「言葉に出すと二度と戻らない」ため、「意図の伝え方」には注意が必要である[50]。さらに、このような形で言語化された彼の政治思想は、プラトン的な哲人王による理想国家論とは異なり、想像や空想だけの世界ではなく、初期近代における君主政や、あるいは複合国家といった政治の現実を見据えたものであったと考えられる。彼によれば、「王国の事柄を頭の中だけで知る単純な学者」とは異なり、君主は「理論と実践の両方」を学んでいる（10）。しかも、それはまた、古典や歴史に培われるだけでなく、セシルやベイコンなどの顧問官や助言者との共同作業において育まれた統治の技術、あるいは実践知であったのではないか。以下では、このような観点から、一六〇三年前後にジェイムズが実際に直面したイングランド王位継承問題とブリテン統合問題を取り上げてみたい。

初期近代ヨーロッパにおいては、ヴェネツィアやオランダなどを例外として、共和政ではなく、君主政が常態であった[51]。それゆえ、とくにジェイムズの時代における政治の中心は、議会や内閣などではなく、国王と顧問官が常駐する宮廷であり、教皇庁やトルコなどを含む宮廷間の外交がヨーロッパの秩序を成立させる大きな要因となっていた[52]。しかし、同時にまた、そうした君主政に常に内在し、秩序の維持に大きな危機をもたらしてきたのが王位の継承や王朝の交代であった。ジェイムズの母メアリが亡命先で最終的に処刑された（1587）のも、カトリックの彼女がイングランドの王位継承権を有していたために生じた悲劇であった。しかも、イングランド女王エリザベスが結婚せず、子供がいなかったため、王位継承はその後も争点化し続けたのである[53]。

ジェイムズによるイングランド王への即位、あるいはテューダー朝からステュアート朝への交代は、歴史の必然ではなかった。たとえば、トマス・ウィルソンが一六〇〇年に記した「イングランドの現状」によれば、ジェイムズが血統では最も近いとされつつも、その時点で一二名の候補者の名前が挙がっていた[54]。また、ジェイムズが外国人でスコットランド生まれであること[55]、スペインの王女を継承者と主張するジェズイットのロバート・パーソンズによる『次期王位継承についての会議』(1594)が出版されたこと、さらにはエリザベス自身が後継者を指名しなかったことなどが状況を流動的にさせていた。それゆえ、たとえばベイコンによれば、かつてのバラ戦争のように、エリザベスの死後に「ランカスター家とヨーク家の内乱という古の災難を遥かにしのぐような」混乱が起こるという流言も見られたのである[56]。生まれながらの君主であるジェイムズは、イングランドにおいては、マキァヴェッリ的な「新君主」と同様の振舞いをする必要に迫られていた。

このように、偶然に強く支配される「王朝のルーレット」[57]が回るなかで、エディンバラからロンドンへの宮廷の移動を可能にした一つの大きな要因は、両国の顧問官や大使の存在に求められる。とりわけ、ジェイムズとの秘密書簡[58]を通じて、円滑な王位継承を実現するための様々な助言を行ったのが、エリザベスの顧問官ロバート・セシルであった[59]。このセシルは、エリザベスの片腕であったバーリー卿の息子であり、一五九一年から枢密顧問官、九六年からは秘書長官に就任していた。この秘書長官は、国王の公私の書簡を扱うだけでなく、国務を掌り、内政と外政の双方について助言する要職であり[60]、セシルが記した『秘書長官の地位と尊厳』(出版 1642)によれば、「君主に最も容易かつ自由に接する」ことができた。しかも、彼によればまた、この秘書長官は、君主からの「信用と特別な愛情」とによって「巷間のあらゆる案件に関して、友であれ敵であれ、内外のどこでも自分の判断で交渉 negotiate する自由」を有している。というのも、秘書長官の職務には、「外国の君主の多種多様な行動や、変化する動機や意図」を探ることなどが含まれていたからである[61]。そして、ベイコンによれば、セシルは実際に、「実践と交渉の才能に恵まれるとともに、統治の真の技術を基礎から有した」人物であった[62]。

もっとも、ジェイムズは当初、セシルと敵対していた寵臣のエセックス伯や、ケンブリッジ大学で修辞学の講師を務

めた経験も有する、のちのノーサンプトン伯ヘンリ・ハワード[63]と接触していた。しかし、一六〇一年に一方のエセックスが失脚し、処刑されると状況が一変し、枢密院においてセシルが実権を握るようになる[64]。こうしてジェイムズは、ベイコンから「この王国で最も学識ある顧問官[65]」と呼ばれることになるハワードや、ロンドンに派遣していた大使を仲介役として、老齢の女王に代わって「実質的な国王[66]」となったセシルとの「交渉」を新たに開始した。そのセシルからの助言によれば、王位の継承を可能にするためには、エリザベスに対して「不必要な諫言や、過剰な詮索」をして「嫉妬」や「嫌疑」を招かないようにすること、さらには民衆に対しても「多数による喝采」を求めるより「少数」の者を信頼することが有用である[67]。これに応答してジェイムズは、このような君主の「振舞い」についての「極めて誠実な忠告」を受け入れ、自分が「簒奪者」でも「デモクラシー」を好んでいるのでもなく、「移り気な民衆」の危険を「歴史」から学んでいるとしたうえで、次のような「自己分析」の結果を提示した。すなわち、「国内における善き統治、女王との固い友好関係、そして国家の福利に関わるであろうすべての事柄への愛情ある配慮こそが、私が考えるに、民衆の心を掴み取るための三つのステップ」なのである[68]。

初期近代ヨーロッパにおける君主政の統治には、このような助言や思慮が大きな役割を果たしていた[69]。それゆえ、セシルのような顧問官や助言者の重要性は、エリオットやカスティリオーネ、あるいはマキァヴェッリやリプシウス、ベイコンなどを含む人文主義の政治学や教育論などにおいて繰り返し説かれることになる[70]。たとえば、エリオットの『統治者論』によれば、「すべての教義や学問の目的は善き助言にある[71]」。また、オランダの人文主義者リプシウスの『政治学六巻』（英訳 1594）では、君主には「他者からの思慮」が不可欠であるとの指摘に続けて、「信義に篤く、世事や人事に長け、平時や戦時において優れた助言をする人物」こそが「顧問官」であるとされた[72]。あるいは、ベイコンの『政治道徳論集』（1597, 1612, 1625）によれば、「物事が助言によって議論され、揉まれなければ、運命の波に翻弄される」が、これに対して「助言と国王は一体で不可分に結びついて」おり、そこから「思慮と力」が生み出される[73]。そして、ジェイムズもまた、セシルを「すでに私の顧問官の一人」と見なす一方で、「君主は自分の耳や眼よりも、他人の耳で聞き、他人の眼で見なければならない[74]」との見解を共有していたのである。

しかも、イングランドとスコットランドでは実際に、枢密院が君主を輔弼し、助言を行うだけでなく、行政や司法を統括する機能を果たしてきた[75]。とりわけ、メアリが亡命していた一五八〇年代において、セシルの父であるバーリー卿は、メアリよりも先にエリザベスが亡くなる非常事態を想定し、枢密院に統治を委ねるための草案を作成していた。このことなどから、コリンソンやペルトネンらは、内乱前のイングランドの共和主義的な側面を強調する（「君主政的共和国」「擬似共和主義」[76]）。しかし、その後、一六〇三年三月二四日にエリザベスが実際に死去すると、枢密院はあくまでも、共和政への移行ではなく、君主政を継続するための、王位継承と王朝交代の作業を実行に移した[77]。それゆえ、ロンドンからの知らせを受け取ると、ジェイムズはすぐさま、「かけがえのない、もっとも信頼の置ける助言者」のセシルに対して、「顧問会議で発言権を有する人々の善き助言と厳粛な判断によって」王位の継承がなされたことに感謝する書簡を送った。彼によれば、このような「君主政の移し替え」translation of monarchy において、「顧問官たちによる、これほどの努力と配慮と献身の例が見られた時代はない」。しかも、彼はまた、書簡の最後に「これほどまでに忠実で賢明な助言者による征服を、私自身がどれほど幸福に思っているかは、私の口から貴方に直接伝えることにする」と追記したのである[78]。

こうして、エリザベスが死去した当日に、ジェイムズを「唯一の、合法的な、正しい血統と権利を有する」王とする国王布告 proclamation が出され、セシルによって、ホワイトホール宮殿やシティの門で実際に読み上げられた[79]。この布告は、国王大権に基づき、議会を通すことなく法的効力を有する命令であるが、その多くは枢密院の助言を得て作成されるため、両者に共通の見解を示すものとしても注目される[80]。実際に、この一六〇三年三月二四日の布告の内容も、セシルが草案をエディンバラのジェイムズに送り、予め承諾を得ていたものであった[81]。しかも、このような国王布告は印刷され、宮廷やロンドンだけでなく、国内の各地に配布・掲示された。そして、この布告によれば、枢密院に加え、聖職貴族や世俗貴族、ジェントルマン、市長や参事会員やロンドン市民、その他多数の臣民や平民による「全会一致の声と心からの同意の表明」によって、ジェイムズに「帝冠」Imperial Crown が授けられたのである[82]。

その後、エディンバラを出発したジェイムズは、まさしく「舞台の上に置かれたごとき存在」として「あらゆる人々の注目を強く浴び」ながら、国境を越えてロンドンに向かった[83]。彼はまた、大法官のトマス・エジャトンをはじめエリザベスの顧問官たちを全員留任させる意向をすでに示していたが、ロンドンに向かう途中で滞在したセシルの屋敷において、新たに五名のスコットランドの貴族と、ハワードを含む三名のイングランドの貴族を枢密院に加えた[84]。他方でまた、時を同じくしてジェイムズの著作がロンドンで再版されたが、とくに『バシリコン・ドロン』はベストセラーとなり、一三〇〇〇部から一六〇〇〇部も印刷されたと言われている[85]。そして、新しく追加された読者宛序文のなかで、彼は、君主が「公的な舞台」の上の「公的な人格」であることを繰り返し述べるとともに、書物は「著者の精神」の「生きた理念」であるとして、作者の「意図」を正しく理解することを、新たに臣民となったイングランドの人々に求めたのである（9）。

こうして、征服や暴力に依らず、あるいは抵抗や反乱を引き起こすことなく、異国の「新君主」を迎え、君主政を「移し替え」る一連のプロセスが、国王と顧問官との共同作業によって進められた。このことは、イングランドの現状について、後の一六〇七年に作成されたヴェネツィア大使の報告にも記されている。それによれば、ジェイムズは、「若い頃に勉学に励み、親しんだために、人並み以上の知性と教養を有した君主」であり、「統治の能力もある」が、その一方で、「熟慮による選択の結果」として顧問会議に仕事を任せている。それゆえ、イングランドでは「まさしく王の耳であり、身体であり、声である」顧問会議に「統治が担われている」。しかも、その権力や権威は「極端に大きい」ため、顧問官の数ほど「多くの君主がいる」かのようである。そして、なかでも「最も偉大で卓越」し、「思いのままに顧問会議を導き動かす」ために、ジェイムズ期においても「この王国の君主」とも評価されたのがセシルであった[86]。

とはいえ、その一方で、ジェイムズと顧問官たちはまた、ステュアート朝への移行とともに、スコットランドに加え、イングランドとアイルランドという三つの王国を同時に統治するという、未経験の新たな課題に直面する[87]。こうしたな

か、ジェイムズは、「王冠の統合」だけでなく国名や統治機構、宗教、法、経済なども含めたイングランドとスコットランドの「完全統合」を構想し、一六〇三年五月一九日の布告において、その方針を示すこととなる。彼によれば、それにより「幸いなる統合が完全なものとなり、すべての過去の不満の記憶がなくなり、両国の住民が一つの王国の臣民となる」[88]。また、同年に再版された『バシリコン・ドロン』においても、宮廷における君主の模範的な「振舞い」や、「すべての王国の住民」による「日常的な交際」によって、「ブリテンという一つの島」の統合を時間をかけて進める必要が述べられていた(59)。そのうえで、彼はさらに、〇四年一〇月二〇日の布告において、イングランドとスコットランドの間には「想像上の境界」しかないと述べながら、その一方で、ブリテン島における新たな「想像」の共同体の創出を試みた。すなわち、彼はこの時から、新たに「大ぶりたんや国」、もしくは「グレイト・ブリテン、フランス、アイルランド」の王を名乗ったのである[89]。

この「ブリテン」を一例として、初期近代ヨーロッパの国家は、純粋な主権国家や国民国家ではなく、神聖ローマ帝国を典型として、あるいはマキァヴェッリ『君主論』における混合型君主国論（第三章）にも見られるように、複数の国家や地域などを包含する多元的・複合的な国家であることが常態であった[90]。イングランドもまた、七王国の時代を経て、一〇六六年にノルマン人に征服された後、一二世紀からアイルランドの征服を始め、一方でフランスの領地を失うものの、一五三六年にはウェールズを併合した。さらに、たとえばベイコンによれば、今回のブリテンの統合は、「三大君主国」のなかでフランスとスペインに続く、「三番目で最後の」統合の事例としても理解された[91]。それゆえ、初期近代ヨーロッパの政治思想史は、たとえばポーコックの『島々の発見』[92]やアーミテイジの『帝国の誕生』[93]などがすでに指し示しているように、ブリテンを一例とする複合国家の観点から見直される必要がある。そして、このような観点からも見逃せないのが、人文主義的な教養を有した君主として「二つの古来の名高い王国の統合」(134-135)を担ったジェイムズなのである。

とはいえ、複数の「リヴァイアサン」と「ビヒモス」の統治には、もちろん大きな困難が伴った[94]。それゆえ、即位後に初めて開催された一六〇三／四年議会の冒頭演説において、異国の議員たちを前にしたジェイムズは、「内乱は対外戦

争よりも残酷で自然に反している」との観点から、統合が国内的な平和をもたらすことを強調し、バラ戦争を終結させたヘンリ七世の事例に言及した（134）。さらに彼は、議員たちの不安やブキャナンの影を払拭するかのように、合法的な国王と暴君の違いについての議論を繰り返し、「善き法と国制を定めること」により「コモンウェルス全体」の「福利」を優先することを「約束」し、「コモンウェルスに仕える偉大な従者であることが、私の主たる名誉である」とさえ「告白」したのである（142-144）。ジェイムズによれば、彼はこの「雄弁」において、『バシリコン・ドロン』でも述べていたように、「平明さ」と「誠実さ」を旨として説得を試みた（146）。しかし、「ブリテン」への国名・称号の変更やスコットランド人の帰化、法の統一などを含む、ジェイムズによる完全統合の推進案に対して、下院は強く反発したのである。

これに対して、ジェイムズとともに完全統合を支持したのが、のちに枢密顧問官となるベイコンであった。とくに彼は、上院に移ったセシルなどの有力な顧問官に代わって、下院における統合推進の中心人物となった[95]。そうしたなか、ベイコンは、人文主義的な教養を踏まえ、古代ローマ帝国を模範とする「偉大」な「ブリテン」のヴィジョンを提示する。たとえば彼は、『イングランドとスコットランド両王国の幸福な統合についての小論』（1603）において、マキァヴェッリの見解を「軽蔑できない」と評価したうえで、ローマ帝国が拡大して「偉大」な国家になった理由として、「異邦人と容易に混ざり合って一体になったこと」を挙げた[96]。彼はまた、ジェイムズへの情報提供のために統合問題の論点を網羅的に整理した文書において、「ブリテンに生まれた者」として、「ブリテン」という「一つの王国」を「想像」する必要を述べる[97]。さらに、一六〇六／七年の議会演説では、統合が進展しない場合の危険について、古代ローマやスパルタだけでなく、アラゴンとカスティーリャ、フィレンツェとピサ、トルコ、フランス、スペインの事例を参照して、次のように警告した。すなわち、そうした場合には、「有事の際にはいつでも暴動が発生して以前の分裂状態に陥る危険が潜在し、いつか両国は再び分裂する」のである[98]。

このベイコンをはじめ、議会の内外で統合の是非が議論されるなかで[99]、「舞台の上」にいるジェイムズは、演技とレトリックを通じて、「偉大」な「ブリテン帝国」の創出を繰り返し試みた。もっとも、たとえばウォルター・バジョットによれば、「秘密が君主の生命」であり、「魔法を、白日の下にさらしてはならない」とされる[100]。しかし、ジェイムズは逆

に、国王大権が議論されることを拒否する一方で、彼自身の「秘密の考え」を「公開」(4) して複合国家の統治という課題に取り組んだ。それゆえ、一六〇七年の演説においても、ジェイムズは「私の思想を率直に開示する」ことによって、彼の意図を明確に伝えようとする。たとえば、彼によれば、「完全統合」は「あらゆるものの混合」ではなく、法の統合も一般的なものに限られ、コモン・ローや慣習を否定するものではない (162)。彼はまた、スコットランド人の流入や彼らを優遇することへの懸念を斥ける一方で、統合の利点を強調し、それによって「平和と豊穣と愛情」に加え「自由な交流と共通の社会」がもたらされると主張した (168)。しかも彼は、「誰でも思うままに発言する自由」(173) を有するイングランドの議会に対して、あくまでも熟慮と助言を求めた。すなわち、演説の最初の部分で彼は、「重要な問題は、良き結論が出される前に審議を重ねる必要がある」として、「私と日々接することがなく、意見を聞く機会がない」議員に対して、「折を見て助言する」ように求めたのである (160–161)。

ジェイムズと顧問官たちは、このようにして複合国家の統治を試み、演技やレトリック、あるいは助言や思慮といった統治の技術を駆使してブリテンの完全統合を目指した。これに関連して、『バシリコン・ドロン』の末尾において、ウェルギリウスの一節「ローマ人よ、そなたが覚えるべきは諸国民の統治だ」[10] が掲げられ、統治の技術を修得する必要が主張されていたことは見逃せない (61, 249)。ジェイムズはまた、一六〇七年の演説の末尾で、古代ローマを模範としたペイコンと同様に、スコットランドとの統合によって、「帝国の偉大さ」が「増大」するだけでなく、「あらゆる内乱や反乱に対して強固になる」ことを強調した (177–178)。しかも、彼によれば、このような「偉大」な「ブリテン帝国」において、「アイルランドとスコットランド、ウェールズ、イングランドといった国の人々がすべて、多様でありながらも、私の宮廷のなかで臣民や従者として歩き、国王への忠誠の下に生活する」ことが可能になる。一七世紀初頭、「あらゆる異邦人を歓待する」日本の皇帝に宛てて複数の書簡を送ったジェイムズは、同じ頃、このような「多様な国民からなる宮廷」が、外国から派遣された「大使」だけでなく、「そこに集まるすべての異邦人」(169) の目にどのように映るかを、「年月が短いため、私の振舞いや考えにそれほど習熟していない」(160) イングランドの議員に問いかけたのである。

おわりに

ところが、イングランドの議会からすれば、ジェイムズが提唱する「大ぶりたんや国」はあくまでも、聞き慣れない架空の国家に過ぎなかった。それゆえ、イングランドの伝統的な優越意識やスコットランドへの偏見、そして法の統一に対するコモン・ローヤーの強い危惧などを理由として、下院の反対は収まることはなかった。こうして、ジェイムズが構想した「グレイト・ブリテン帝国」の実現は頓挫し、その名称が国王大権の及ぶ布告や外交文書だけで用いられる、想像上のユートピアのままとなった。しかし、その一方で、ベイコンが危惧した「両国が再び分裂する」危険は、その後、三〇年代末以降のスコットランドとアイルランドの反乱に始まる「内乱」（「三王国戦争」[102]）において現実のものとなる。

このベイコンと同様の観点から、ホッブズはのちに、亡命先で執筆した『リヴァイアサン』のなかで、外国人による王位継承に問題がないことを示す例として、征服した国民にも市民権を与え、元老院や要職に採用した古代ローマを挙げた。しかも、そのうえで彼は、このような「政治の真の諸規則」を知る「最も賢明な王」としてジェイムズを称賛することになる。なぜなら、ジェイムズが完全統合を成し遂げていれば、「現時点において、両王国を悲惨な状態にしている諸内乱は、おそらく阻止された」からである[103]。そして、少なくとも彼の治世においては、議会の反発を受けながらも、まがりなりにも、そうした分裂と内乱を防ぐことができた[104]。

ジェイムズの政治思想は、「絶対的で恣意的な」専制権力を提唱したものではない。むしろそれは、政治の実践に深く関わり、権力と学識をともに有した君主が、その「秘密」を開示した「君主論」であった。しかし、それは一方で、プラトンの哲人王とは異なり、「理論と実践の両方」を学んだジェイムズによる「統治の技術」であった。しかも、それはまた、スコットランド時代に身につけた人文主義的な教養や、セシルやベイコンをはじめとする顧問官の助言によって育まれた。それゆえ、ホッブズだけでなくロックもまた、『統治二論』において、フィルマーとともにジェイムズを糾弾するのでなく、コモンウェルスの「真正の語義」や、善君と暴君の違いをよく理解していた「学識ある君主」として彼

を称賛したのである。[105]

このような、ジェイムズや顧問官たちによって共有されていた「統治の技術」はまた、王位継承問題やブリテン統合問題という難問に直面した。ジェイムズの母メアリの廃位や処刑に端的に示されるように、抵抗や内乱の危険が常に伴うなかで、彼らの共同作業によって君主政の移行が可能となり、複合国家の統治が試みられた[106]。それゆえ、セシルをはじめとする顧問官たちは、その後も、「ブリテン帝国のアウグストゥス」としてのジェイムズに対する助言を続け、たとえば財政問題などについても「天候が急変する前に、嵐がいかに近づいてくるか」を示そうと試みたのである[107]。

とはいえ、本稿の対象はあくまでも、主に一六〇三年前後の、イングランドにおけるジェイムズの政治思想に限定されている[108]。しかし、彼が以降も「統治の技術」に対する関心を失わなかったことは、『バシリコン・ドロン』の続編として一六二〇年に発表された小論にも示されている。この作品のなかで彼は、夭折したヘンリの弟チャールズに宛てて、王位を継承するための「型と模範」や「王権の重責」を改めて説いた（213, 233）。しかも、ジェイムズはそこで、『バシリコン・ドロン』の末尾で用いたウェルギリウスの詩句に再び言及しながら、「多くの絡まった難題を取り除き、解きほぐす」ことを可能にする技術を学ぶ必要があるとし、「統治の学問」の「達人」arts-master になることをチャールズに求めたのである（249）。

加えて、以上のようなジェイムズと顧問官の議論からはさらに、近年盛んに研究されている共和主義や、あるいは主権国家や国民国家の枠組みに単純に還元できない、初期近代の政治思想史における君主政と複合国家の重要性も浮かび上がってこよう。しかも、遠く離れた日本においても、少なくともアダムズは、「大ぶりたんや国」が複合君主国であることや、日本の「皇帝」の「偉大さ」（「御威光」）を称えたジェイムズが「三ヶ国之帝王」であることを理解していた。それゆえ、三浦按針として家康の外交顧問となっていたアダムズは、「大ぶりたんや国」においては「国ハ一つ、なハ二つ」であることを繰り返し説明するなどして、「万里之雲濤」を隔てた両国の交際を可能にしたのである[109]。

注

（1）本稿は、二〇一七年九月二四日に法政大学で開催された日本政治学会研究大会分科会（C-4「実務官僚・統治者における政治思想史」）での報告を加筆・修正したものである。東西における統治の学を比較するこのセッションにおいて、司会の松本礼二先生や討論者の渡辺浩先生をはじめ、会場から多くの貴重な質問やコメントをいただいたことに深く感謝したい。また、濱野靖一郎氏や大久保健晴氏による、日本政治思想史や比較政治思想史の報告から多くを学ばせていただいたことを付記しておきたい。

（2）東京大学史料編纂所編『大日本史料』第一二編之一一、東京大学出版会、復刻一九七一年、四五七頁。川澄哲夫編『資料日本英学史1上　英学ことはじめ』大修館書店、一九八八年、五九頁。

（3）当時のイングランド人やオランダ人は、徳川将軍を「皇帝」と呼んでいた。荒野泰典「二人の皇帝―欧米人の見た天皇と将軍」田中健夫編『前近代の日本と東アジア』吉川弘文館、一九九五年、一二七―一五二頁。とくに一三六頁。この点は渡辺先生からもご教示いただいた。

（4）そのうち三通の書簡（1610.12, 1611.1, 1612.1）は、Anthony Farrington (ed.), *The English Factory in Japan 1613–1623*, vol. 1 (The British Library, 1991) に収録されている (pp. 62-63, 75)。また、一六一二年の書簡については他に、D. H. Willson, *A Royal Request for Trade: A Letter of King James I to the Emperor of Japan* (James F. Bell Book Trust, n.d.). 『大日本史料』第一二編之一一には、大英博物館所蔵の一六一四年四月一一日付の書簡の写真が掲載されている。近藤和彦「ぜめし帝王・あんじ・源家康―一六一三年の日英交渉」同編『ヨーロッパ史講義』山川出版社、二〇一五年、九〇―一〇六頁。

（5）Farrington (ed.), *The English Factory*, pp. 62, 75.

（6）川澄編『資料日本英学史1上』一六―一七頁。

（7）David Armitage, *The Ideological Origins of the British Empire* (Cambridge University Press, 2000)（アーミテイジ『帝国の誕生―ブリテン帝国のイデオロギー的起源』平田雅博他訳、日本経済評論社、二〇〇五年）.

（8）G. P. Gooch, *Political Thought in England: From Bacon to Halifax* (London, 1914), pp. 9, 16（グーチ『イギリス政治思想Ⅰ―ベーコンからハリファックス』堀豊彦、升味準之輔訳、岩波現代叢書、一九五二年、二、八頁）.

（9）福田歓一『政治学史』東京大学出版会、一九八五年、三一一頁。

（10）Thomas Hobbes, *Leviathan*, (ed.), Richard Tuck (Cambridge University Press, 1991), p. 138（ホッブズ『リヴァイアサン（一）』水田洋訳、岩波文庫、一九九二年、六七頁（第一九章））. John Locke, *Two Treatises of Government*, (ed.) Peter Laslett (1960: Cambridge University Press, 1988), p. 400（ロック『統治二論』加藤節訳、岩波文庫、二〇一〇年、五三八頁（後篇第一八

章§二〇〇)). もっとも、よく知られているように、後年においてジェイムズはまた、「些事に賢く、大事に疎い」、「キリスト教世界における最も賢明な愚者」とも評された。A [nthony] W [eldon], *The Court and Character of King James* (London, 1650), pp. 186-187.

(11) さらに、ジェイムズが生まれた翌年に父のダーンリ卿が殺害されたが、メアリは、それに関与していた疑いのあるボズウェル伯と再婚した。カール・シュミットは、ジェイムズによる王位継承の前後に上演・出版されたシェイクスピアの『ハムレット』に、このような「歴史的事実が深く侵入していること」を指摘している。カール・シュミット『ハムレットもしくはヘカベ』初見基訳、みすず書房、一九九八年。引用は二五頁。

(12) たとえば、ポーコックの『マキァヴェリアン・モーメント』や、スキナーの『近代政治思想の基礎』においても、ジェイムズに関する記述は僅かでしかない。

(13) たとえば、簡潔な概観として、Pauline Croft, *King James* (Palgrave Macmillan, 2003). 歴史学や英文学、あるいはスコットランド研究におけるジェイムズ理解の進展を示す近年の論文集として、Julian Goodare and Michael Lynch (eds.), *The Reign of James VI* (Tuckwell Press, 2000). Daniel Fischlin and Mark Fortier (eds.), *Royal Subjects: Essays on the Writings of James VI and I* (Wayne State University Press, 2002). Ralph Houlbrooke (ed.), *James VI and I: Ideas, Authority, and Government* (Ashgate, 2006). より広くジェイムズ期の文化に関しては、L. L. Peck (ed.), *The Mental World of the Jacobean Court* (Cambridge University Press, 1991). Curtis Perry, *The Making of Jacobean Culture: James I and the Renegotiation of Elizabethan Literary Practice* (Cambridge University Press, 1997). Glenn Burgess, Rowland Wymer and Jason Lawrence (eds.), *The Accession of James I: Historical and Cultural Consequences* (Palgrave Macmillan, 2006). 個別の研究に関しては、とくに注(20)(38)(45)を参照。

また、スコットランド時代に対象が限定されているが、王権論の観点からの、国内における最初の本格的な研究として、小林麻衣子『近世スコットランドの王権―ジェイムズ六世と「君主の鑑」』ミネルヴァ書房、二〇一四年。同「ジェイムズ六世の政治思想―思想的コンテクストと特徴」『イギリス哲学研究』第二五号(二〇〇二年)一三―三八頁。本稿は、以上を含めた小林の一連の研究に多くを負っている。木村による『近世スコットランドの王権』の書評は、『イギリス哲学研究』第三九号(二〇一六年)八八―八九頁を参照。これに対して、本稿はとくに「複合国家」の観点から、一六〇三年前後の王位継承問題とブリテン統合問題を対象として、ジェイムズと顧問官による「統治の技術」を明らかにしようとする。

(14) 一六世紀における、権力論とは異なる「統治の技術」論に着目し、それを「正当な歴史的位置に復権させる」必要を指摘した議論

として、半澤孝麿『ヨーロッパ思想史における〈政治〉の位相』岩波書店、二〇〇三年、二〇〇―二〇一頁。塚田富治『カメレオン精神の誕生―徳の政治からマキアヴェリズムへ』平凡社、一九九一年。木村俊道『文明と教養の〈政治〉―近代デモクラシー以前の政治思想』講談社選書メチエ、二〇一三年。

(15) たとえば、Quentin Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought*, vol. 1 (Cambridge University Press, 1978)（スキナー『近代政治思想の基礎―ルネッサンス、宗教改革の時代』門間都喜郎訳、春風社、二〇〇九年）. Markku Peltonen, *Rhetoric, Politics and Popularity in Pre-Revolutionary England* (Cambridge University Press, 2013).

(16) エラスムス『キリスト者の君主の教育』片山英男訳（『宗教改革著作集』第二巻、教文館、一九八九年）二六六頁。

(17) Aysha Pollnitz, *Princely Education in Early Modern Britain* (Cambridge University Press, 2015), p. 10.

(18) Richard Martin, 'A Speach Delivered to the King's Most Excellent Majestie, in the Name of the Sheriffes of London and Middlesex', in John Nichols (ed.), *The Progresses, Processions, and Magnificent Festivities, of King James the First*, vol. 1 (London, 1828), p. 132.

(19) John Williams, *Great Britains Salomon. A Sermon Preached at the Magnificent Funerall, of the Most High and Mighty King, Iames, the Late King of Great Britaine, France, and Ireland, Defender of the Faith, &c.* (London, 1625). Francis Bacon, The *Instauratio magna* Part II: *Novum organum* and Associated Texts, (eds.), Graham Rees with Maria Wakely in *The Oxford Francis Bacon*, vol. 11 (Clarendon Press, 2004), pp. 6-7（ベーコン『ノヴム・オルガヌム』桂寿一訳、岩波文庫、一九七八年、一八頁）. ジェイムズの死後における評価の変遷については、Houlbrooke, 'James's Reputation, 1625-2005', in Houlbrooke (ed.), *James VI and I*, pp. 169-190.

(20) Fischlin and Fortier (eds.), *Royal Subjects*. Kevin Sharpe, *Remapping Early Modern England: The Culture of Seventeenth-Century Politics* (Cambridge University Press, 2000), chs. 3, 4. シャープによれば、「すべてのジェイムズの著述は統治の行為として書かれた」(p. 135)。Jane Rickard, *Authorship and Authority: The Writings of James VI and I* (Manchester University Press, 2007). Idem, *Writing the Monarch in Jacobean England: Jonson, Donne, Shakespeare and the Works of King James* (Cambridge University Press, 2015). 以上を一例として、近年では政治思想と文学の関連が盛んに研究されるようになってきたが、ルネサンス期についての、国内における研究例として、村田玲『喜劇の誕生―マキアヴェッリの文芸諸作品と政治哲学』風行社、二〇一六年。

(21) James, *The Essayes of a Prentise, in the Diuine Art of Poesie* (Edinbrurgh, 1584).

(22) 詩人としてのジェイムズに着目した近年の選集として、James, *King James VI and I: Selected Writings*, (eds.), Neil Rhodes, Jennifer Richards, and Joseph Marshall (2003: Routledge, 2016).

(23) James, *The Workes of the Most High and Mightie Prince, Iames* (London, 1616). 実際の出版は一六一六／七年一月。

(24) ベイコンによればさらに、ジェイムズは、ヘルメスのように「王者の権力と幸運、祭司の知識と智慧、哲学者の学問と博識」を兼ね備えているとされた。Bacon, *The Advancement of Learning*, (ed.), Michael Kiernan in *The Oxford Francis Bacon*, vol. 4 (Clarendon Press, 2000), pp. 4-5（ベーコン『学問の進歩』服部英次郎・多田英次訳、岩波文庫、一九七四年、一五―一六頁）。Bacon, *De Dignitate et Augmentis Scientiarum*, in *The Works of Francis Bacon*, 14 vols., (eds.), James Spedding, R. L. Ellis, and D. D. Heath (1857: Cambridge University Press, 2011), vol. 1, pp. 432-433.

(25) スコットランドの知的コンテクストについては、とくに J. H. Burns, *The True Law of Kingship: Concepts of Monarchy in Early Modern Scotland* (Clarendon Press, 1996). R. A. Mason, *Kingship and the Commonweal: Political Thought in Renaissance and Reformation Scotland* (Tuckwell Press, 1998). Jenny Wormald, 'James VI and I: Two Kings or One?', *History*, vol. 68 (1983), pp. 187-209. Idem, 'James VI and I, *Basilikon Doron* and *The Trew Law of Free Monarchies*: The Scottish Context', in Peck (ed.), *The Mental World*, pp. 36-54. 小林『近世スコットランドの王権』。

(26) ブキャナンと人文主義については、とくに Mason, '*Rex Stoicus*: George Buchanan, James VI and the Scottish Polity', in John Dwyer, R. A. Mason and Alexander Murdoch (eds.), *New Perspectives on the Politics and Culture of Early Modern Scotland* (John Donald Publishers, [1982]), pp. 9-33. 「一六世紀スコットランドの最も卓越した人文主義者」とされる彼の「影響」や「遺産」に着目した最近の研究として、Caroline Erskine and R. A. Mason (eds.), *George Buchanan: Political Thought in Early Modern Britain and Europe* (Ashgate, 2012). 引用は、p. 1.

(27) Pollnitz, *Princely Education in Early Modern Britain*, ch. 6.

(28) G. F. Warner (ed.), 'The Library of James VI. 1573-1583: From a Manuscript in the Hand of Peter Young, His Tutor', in *Miscellany of the Scottish History Society*, vol. 1 (Edinburgh, 1893), pp. ix-lxxv. もっとも、ジェイムズを中心とした宮廷詩人のサークルのなかには、マキアヴェッリ『君主論』の翻訳を試みたファウラーが含まれていた。R. D. S. Jack, 'William Fowler and Italian Literature', *The Modern Language Review*, vol. 65, no. 3 (1970), pp. 481-492. ファウラーの翻訳は、Alessandra Petrina, *Machiavell in the British Isles: Two Early Modern Translation of* The Prince (Ashgate, 2009) に収録されている（Appendix 1, pp. 137-199）。ただし、ジェイムズに対するマキアヴェッリの影響については疑問も出されている。*Ibid*., pp. 41, 97-98, 123-124.

Petrina, 'The Travels of Ideology: Niccolò Machiavelli at the Court of James VI', *The Modern Language Review*, vol. 102, no. 4 (2007), pp. 947–959. この問題に関してはさらに、ジェイムズの宗教論の検討が必要になろう。

(29) Buchanan, *The Political Poetry*, (eds.), P. J. McGinnis and A. H. Williamson (Scottish History Society, 1995), pp. 160–163.

(30) Buchanan, *A Dialogue on the Law of Kingship among the Scots: A Critical Edition and Translation of George Buchanan's* De Iure Regni apud Scotos Dialogus, (eds.), R. A. Mason and M. S. Smith (Ashgate, 2004), pp. 76–77.

(31) Buchanan, *A Dialogue on the Law of Kingship*, pp. 76–77, 162–163. セネカ『テュエステス』宮城徳也訳（セネカ『悲劇集2』京都大学学術出版会、一九九七年）一八〇―一八二頁（344–368）。

(32) Buchanan, *A Dialogue on the Law of Kingship*, pp. 28–33. キケロ『弁論家について（上）』大西英文訳、岩波文庫、二〇〇五年、一八七頁（2：32）。

(33) Buchanan, *A Dialogue on the Law of Kingship*, pp. 72–73.

(34) たとえば、小林「ジョージ・ブキャナンの抵抗権論」『一橋論叢』第一一七巻第二号（二〇〇二年）一九八―二一五頁。

(35) Buchanan, *A Dialogue on the Law of Kingships*, pp. 32–35, 40–43.

(36) Buchanan, *A Dialogue on the Law of Kingships*, pp. 152–153.

(37) Buchanan, *A Dialogue on the Law of Kingships*, pp. 2–3.

(38) 両者の関係については、とくに Burns, *The True Law of Kingship*, chs. 6, 7. Mason, *Kingship and the Commonweal*, chs. 7, 8. Wormald, 'James VI and I, *Basilikon Doron* and *The Trew Law of Free Monarchies*'. 小林『近世スコットランドの王権』第二章。両者を「人文主義のヤヌスの顔」とする見解として、R. W. Bushnell, 'George Buchanan, James VI and Neo-classicism', in Mason (ed.), *Scots and Britons: Scottish Political Thought and the Union of 1603* (Cambridge University Press, 1994), pp. 91–111. 引用は、p. 111.

(39) Peter Lake, 'The King (the Queen) and the Jesuit: James Stuart's *True Law of Free Monarchies* in Context/s', *Transactions of the Royal Historical Society*, vol. 14 (2004), pp. 243–260.

(40) King James VI and I, *Political Writings*, (ed.), J. P. Sommerville (Cambridge University Press, 1994), p. 62. 以下、『バシリコン・ドロン』を含め、この版への参照はすべて頁数を本文中に括弧で記した。

(41) それゆえ、ジェイムズは、暴君や悪政についても、たとえば「すべての事がすべての人に合法的なコモンウェルスよりも、すべてが合法的でないコモンウェルスで生活する方が良い」とする「古の哲学者の意見」を引用するとともに、「邪悪な国王」も神による

「民衆への呪い」であるとした（King James VI and I, *Political Writings*, p. 79）。

（42）Locke, *Two Treatises of Government*, p. 382（『統治二論』五〇二頁（後篇第一五章§一七二））.

（43）たとえば、Glenn Burgess, *British Political Thought, 1500–1660: The Politics of the Post-Reformation* (Palgrave Macmillan, 2009), pp. 142–148.

（44）Burgess, *Absolute Monarchy and the Stuart Constitution* (Yale University Press, 1996), ch 4. 小林『近世スコットランドの王権』九〇―九一、二七二頁。小林氏は、王権神授「説」に関する誤解を避けるために、王権神授「論」という訳語を用いる（三頁）。

（45）なお、ジェイムズを含めた、同時代の「絶対主義」の理解については、それと立憲主義との対立を強調するサマヴィルと、それとは逆に、コンセンサスの存在を指摘するバージェスを中心とした論争があるが、本報告は、とくに一六一〇年代以降の議論を扱っていないこともあり、これ以上は踏み込まない。Sommerville, *Politics & Ideology in England 1603–1640* (Longman, 1986: 2nd ed., *Royalists & Patriots: Politics and Ideology in England 1603–1640*, 1999). Idem, 'James I and the Divine Right of Kings: English Politics and Continental Theory', in Peck, (ed.), *The Mental World*, pp. 55–70. Burgess, *The Politics of the Ancient Constitution: An Introduction to English Political Thought, 1603–1640* (Macmillan, 1992); Idem, *Absolute Monarchy and the Constitution*. とはいえ、近年におけるジェイムズの王権神授説や絶対主義論の見直しについては、上記のバージェスやサマヴィル、小林氏による諸研究の他に、たとえば、「古来の国制」や「保守的立憲主義」との関連を指摘する議論として、Paul Christianson, 'Royal and Parliamentary Voices on the Ancient Constitution c. 1604–1621' in Peck, (ed.), *The Mental World*, pp. 71–95. 安藤高行『一七世紀イギリス憲法思想史―ホッブズの周辺』法律文化社、一九九三年、三〇六―三三〇頁（補論Ⅱ）。そのうえで、ジェイムズによる理論と実践の使い分けに着目した議論として、土井美徳『イギリス立憲政治の源流―前期ステュアート時代の統治と「古来の国制」論』木鐸社、二〇〇六年、第四章第二節。クロフトは、「穏健な絶対主義の理論」としつつ、ジェイムズの見解が「時代遅れ」となり、立法や財政などをめぐる「環境の進展を理解し損なった」と指摘する。Croft, *King James*, pp. 132–134. また、ジェイムズの政治思想を、古典的な知的伝統に主権論を加えた、一つの絶対主義のヴァージョンとする理解として、Hajime Inuzuka, 'Absolutism in the History of Political Thought: The Case of King James VI and I', *Journal of Social and Information Studies*（『群馬大学社会情報学部研究論集』）, vol. 14 (2007), pp. 205–220. 「人文主義的・古典的文学の事例に基づく神授王権」についてはまた、John Guy, 'Monarchy and Counsel: Models of the State', in Patrick Collinson (ed.), *The Short Oxford History of the British Isles*, vol. 6: *The Sixteenth Century 1485–1603* (Oxford University Press, 2002), p. 114（ガイ「君主制と助言制度―国家の諸形態」井内太郎訳（コリンソン編『オックスフォード ブリテン諸島の歴史6―一六世紀 一四八五年―一六〇三年』井

内太郎監訳、慶應義塾大学出版会、二〇一〇年）一五五頁）。あるいは、「政治」と「文明」の観点からのジェイムズ論として、木村「君主主義の政治学―初期近代イングランドにおける「文明」と「政治」」犬塚元編『岩波講座政治哲学2　啓蒙・改革・革命』岩波書店、二〇一四年、三―二五頁。とくに一二―一六頁。

(46) 政治思想史における「統治の技術」、あるいは政治の「アート」については、木村『文明と教養の〈政治〉』。マキァヴェッリに加え、タキトゥスやリプシウスの受容などを通じて展開された統治の技術論に関しては、塚田『カメレオン精神の誕生』。小林『近世スコットランドの王権』第五章。あるいは、木村『顧問官の政治学―フランシス・ベイコンとルネサンス期イングランド』木鐸社、二〇〇三年、第二章第二節。

(47) 同時代におけるカエサル『ガリア戦記』の受容と帝国概念の関連については、T. J. Dandelet, *The Renaissance of Empire in Early Modern Europe* (Cambridge University Press, 2014), ch. 5.

(48) James, *ΒΑΣΙΛΙΚΟΝ ΔΩΡΟΝ. Divided into Three Bookes* (Edinbvrgh, 1599), p. 121. もっとも、この初版は七部のみ印刷された。

(49) 木村『文明の作法―初期近代イングランドにおける政治と社交』ミネルヴァ書房、二〇一〇年。

(50) James, *The Poems of James VI. of Scotland*, vol. 2, (ed.), James Craigie (William Blackwood & Sons, 1958), pp. 132–133. 'Song. the first verses that ever the King made.' とのタイトルが付けられたこの作品は、一五八二年に書かれたと推測されている。Rickard, *Authorship and Authority*, p. 1. また、リカードによれば、ジェイムズは「権威を確立する主要な手段としての著述という技術の力や、彼の権威が効果的な表現にどれだけ依存しているかについても、おそらく実際に気づいていた」のであり、「彼の著述のすべて」は、「その多くが、操作と欺瞞を可能にする技術への関心と、著者とテクストと読者の関係についての自覚の産物」である（p. 18）。

(51) 木村「君主制」古賀敬太編『政治概念の歴史的展開』第六巻、晃洋書房、二〇一三年、七三―九六頁。

(52) 木村「外交」押村高編『政治概念の歴史的展開』第七巻、晃洋書房、二〇一五年、二三―四二頁。

(53) Susan Doran and Paulina Kewes (eds.), *Doubtful and Dangerous: The Question of Succession in Late Elizabethan England* (Manchester University Press, 2014). Doran, 'James VI and the English Succession', in Houlbrooke (ed.), *James VI and I*, pp. 25–42. Joel Hurstfield, *Freedom, Corruption and Government in Elizabethan England* (Jonathan Cape, 1973), ch. 4.

(54) Thomas Wilson, 'The State of England, Anno Dom. 1600', (ed.), F. J. Fisher in *Camden Miscellany*, vol. 16 (London, 1936), p. 2.

(55) Doran, 'Polemic and Prejudice: A Scottish King for an English Throne', in Doran and Kewes (eds.), *Doubtful and Dangerous*, pp. 215-235. J. M. Richards, 'The English Accession of James VI: 'National' Identity, Gender and the Personal Monarchy of England', *English Historical Review*, vol. 117, no. 472 (2002), pp. 513-535.

(56) Bacon, 'The Beginning of the History of Great Britain', in his *The History of the Reign of King Henty VII*, (ed.), Brian Vickers (Cambridge University Press, 1998), p. 217.

(57) ジョン・モリル「ブリテンの複合君主制　一五〇〇年―一七〇〇年」後藤はる美訳『思想』九六四号（二〇〇四年八月）七六―九二頁。とくに八二―八四頁。

(58) Alexander Courtney, 'The Scottish King and the English Court: The Secret Correspondence of James VI, 1601-1603', in Doran and Kewes (eds.), *Doubtful and Dangerous*, pp. 134-151. この書簡のなかでは暗号が用いられ、たとえば、ジェイムズは「30」、セシルは「10」、エリザベスは「24」とされた。

(59) Croft, 'Robert Cecil and the Transition from Elizabeth to James I', in Malcolm Smuts (ed.), *The Oxford Handbook of the Age of Shakespeare* (Oxford University Press, 2016), pp. 51-65. クロフトによる一連のセシル研究としては他に、Croft, 'Robert Cecil and the Early Jacobean Court', in Peck (ed.), *The Mental World*, pp. 134-147. Idem, 'Can a Bureaucrat be a Favourite?: Robert Cecil and the Strategies of Power', in J. H. Elliott and L. W. B. Brockliss (eds.), *The World of the Favourite*, (Yale University Press, 1999), pp. 81-95. Idem, 'Cecil, Robert, first earl of Salisbury (1563-1612)', in H. C. G. Matthew and Brian Harrison (eds.), *Oxford Dictionary of National Biography*, vol. 10 (Oxford University Press, 2004), pp. 746-759. Idem, '*Rex Pacificus*, Robert Cecil, and the 1604 Peace with Spain', in Burgess, Wymer and Lawrence (eds.), *The Accession of James I*, pp. 140-154.

(60) John Wroughton, *The Longman Companion to the Stuart Age, 1603-1714* (Longman, 1997), p. 143.

(61) Salisbury, Robert Cecil, Earl of, *The State and Dignitie of a Secretarie of Estates Place, with the Care and Perill thereof* (London, 1642), pp. 1-2.

(62) Bacon, *The Works of Francis Bacon*, vol. 10, p. 45. この発言は、一六〇二年の八月に書かれたとされる、アイルランド政策に関するセシル宛の書簡でなされた。これに対して、後の一二年五月にセシルが死去した直後に書かれたジェイムズ宛の書簡において、ベイコンは、セシルを「物事を悪化させないことには適した人物であるが、物事を大きく好転させるにはまったく不向きな人物」と評した。Bacon, *The Works of Francis Bacon*, vol. 11, p. 280.

(63) 学問的な経歴を有する、同時代で唯一の貴族であった彼はまた、カスティリオーネの『宮廷人』を称賛するとともに、人文主義的な「完全な雄弁家」の役割を演じることとなる。Peck, *Northampton: Patronage and Policy at the Court of James I* (George Allen & Unwin, 1982), p. 8. Idem, 'The Mentality of a Jacobean Grandee', in Peck (ed.), *The Mental World*, pp. 148-168. なお、秘密書簡での暗号は「3」。Courtney, 'The Scottish King and the English Court'.

(64) Croft, 'Robert Cecil and the Transition from Elizabeth to James I', p. 52.

(65) Bacon, *The Works of Francis Bacon*, vol. 10, p. 252.

(66) G. P. V. Akrigg (ed.), *Letters of King James VI & I* (University of California Press, 1984), p. 175.

(67) John Bruce (ed.), *Correspondence of King James VI. of Scotland with Sir Robert Cecil and Others in England, during the Reign of Queen Elizabeth* (Camden Society, 1861), p. 7.

(68) Akrigg (ed.), *Letters of King James VI & I*, pp. 182-183. Bruce (ed.), *Correspondence of King James VI.*, pp. 10-11.

(69) Jacqueline Rose, (ed.), *The Politics of Counsel in England and Scotland, 1286-1707* (The British Academy, 2016). Rose, 'Kingship and Counsel in Early Modern England', *The Historical Journal*, vol. 54, no. 1 (2011), pp. 47-71. John Guy, *Politics, Law and Counsel in Tudor and Early Stuart England* (Ashgate, 2000).

(70) 木村『顧問官の政治学』。小林「ルネサンス期イングランドとトマス・エリオット：顧問官の概念」『一橋研究』第三九巻第四号（二〇一五年）五三―六三頁。上田悠久「ホッブズの「助言」論と熟慮・熟議―『リヴァイアサン』における統治の構想」『政治思想研究』第一六号（『政治思想における意志と理性』）風行社、二〇一六年、一七六―二〇五頁。

(71) Thomas Elyot, *The Book Named the Governor*, (ed.), S. E. Lehmberg (Everyman's Library, 1962), p. 238.

(72) Justus Lipsius, *Sixe Bookes of Politickes or Civil Doctrine*, (tr.), William Iones (London, 1594), pp. 43, 45. Lipsius, *Politica: Six Books of Politics or Political Instruction* (ed. and trans.), Jan Waszink (Royal Van Gorcum, 2004), pp. 348-349, 354-355. もっとも、ジェイムズは一五九九年版の『パシリコン・ドロン』において、カトリックに改宗したリプシウスの変心を名指しで批判していた。James, *ΒΑΣΙΛΙΚΟΝ ΔΩΡΟΝ*, p. 117.

(73) Bacon, *The Essayes or Counsels, Civill and Morall*, (ed.), Michael Kiernan, in *The Oxford Francis Bacon*, vol. 15 (1985: Clarendon Press, 2000), pp. 63-64（ベーコン『ベーコン随想集』渡辺義雄訳、岩波文庫、一九八三年、九五―一九六頁）.

(74) Akrigg (ed.), *Letters of King James VI & I*, pp. 181-182.

(75) D. J. Crankshaw, 'The Tudor Privy Council, c. 1540-1603', *State Papers Online, 1509-1714* (Cengage Learning, 2009).

Natalie Mears, 'The Council', in Susan Doran and Norman Jones (eds.), *The Elizabethan World* (Routledge, 2011), pp. 59–75.

(76) Patrick Collinson, 'The Monarchical Republic of Queen Elizabeth I', in his *Elizabethan Essays* (The Hambledon Press, 1994), ch. 2. J. F. McDiarmid (ed.), *The Monarchial Republic of Early Modern England: Essays in Response to Patrick Collinson* (Ashgate, 2007). Peltonen, *Classical Humanism and Republicanism in English Political Thought 1570–1640* (Cambridge University Press, 1995).

(77) コリンソンらの議論に対して、「初期近代の政治思想史における君主政の中心性」を主張する議論の例として、Doran and Kewes, 'Introduction: A Historiographical Perspective', in Doran and Kewes (eds.), *Doubtful and Dangerous*, p. 14. あるいは、バーンズによれば、「中世後期と初期近代のヨーロッパの「政治思想」の大部分を占めるのは、必然的に、王と王権に関する思想」なのであり、現実政治における共和主義の重要性は「副次的」とされる。Burns, *The True Law of Kingship*, p. 1.

(78) Akrigg (ed.), *Letters of King James VI & I*, pp. 208–209. 彼はまた、一六〇三年六月二九日のフランス大使との会話のなかで、エリザベスが死去する「ずっと前から」、「彼女の顧問会議の全体を指揮し、彼女の大臣をすべて統括し、彼女に対するよりも強い奉仕と服従を彼らから得ていた」と語ったとされる。*Memoirs of Maximilian de Bethune, Duke of Sully*, vol. 3 (London, 5th ed., 1778), p. 277. Richards, 'The English Accession of James VI', p. 527.

(79) J. G. Larkin and P. L. Hughes (eds.), *Stuart Royal Proclamations*, vol. 1 (Clarendon Press, 1973), p. 2.

(80) Larkin and Hughes (eds.), *Stuart Royal Proclamations*, vol. 1, p. viii.

(81) Larkin and Hughes (eds.), *Stuart Royal Proclamations*, vol. 1, p. vi.

(82) Larkin and Hughes (eds.), *Stuart Royal Proclamations*, vol. 1, p. 2. そして、続く四月五日の布告においては、統監や州知事、治安判事などをはじめ、エリザベス期のすべての官職保有者に職務を続けるように指示が出されたが、これにはジェイムズの許に求職者が殺到することを防ぐ目的もあった（pp. 4–6）。

(83) Rickard, *Authorship and Authority*, pp. 110–120. Richards, 'The English Accession of James VI', pp. 522–524.

(84) T. M., *The True Narration of the Entertainment of His Royall Maiestie, from the Time of His Departure from Edenbrough; till His Receiuing at London: with All or the Most Speciall Occurrences* (London, 1603), E3^{r-v}.

(85) Wormald, 'James VI and I, *Basilikon Doron* and *The Trew Law of Free Monarchies*', p. 51. Rickard, *Writing the Monarch in Jacobean England*, p. 28.

(86) *Calendar of State Papers and Manuscripts, Relating to English Affairs, Existing in the Archives and Collections of Venice,*

and in Other Libraries of Northern Italy, vol. 10 (1900: Kraus Reprint, 1970), pp. 509–510, 514–516. なおまた、ジェイムズは「多くの宗派の混合」という意味で「プロテスタント」であり、教義は「カルヴァン主義的」であるが、「政治や政策においてはそうではない」とも報告されている（p. 510）。

（87）木村『顧問官の政治学』第三章。小林「ジェイムズ一世の「グレイト・ブリテン王国」構想」指昭博編『王はいかに受け入れられたか―政治文化のイギリス史』刀水書房、二〇〇七年、七八―九七頁。後藤はる美「ヨーロッパのなかの礫岩―一七世紀イングランド・スコットランドの法の合同論」古谷大輔・近藤和彦編『礫岩のようなヨーロッパ』山川出版社、二〇一六年、一五八―一七一頁。しかも、これだけでなく、スペインとの和平や宗教問題などの大きな課題もあった。たとえば、Diana Newton, *The Making of the Jacobean Regime: James VI and I and the Government of England, 1603–1605* (The Royal Historical Society, 2005). なお、本稿では、紙幅の関係もあり、アイルランド問題については省略した。

（88）Larkin and Hughes (eds.), *Stuart Royal Proclamations*, vol. 1, p. 19.

（89）Larkin and Hughes (eds.), *Stuart Royal Proclamations*, vol. 1, pp. 96–97.

（90）H. G. Koenigsberger, '*Dominium Regale* or *Dominium Politicum et Regale*: Monarchies and Parliaments in Early Modern Europe', in his *Politicians and Virtuosi: Essays in Early Modern History* (The Hambledon Press, 1986), pp. 1–25. J. H. Elliott, 'A Europe of Composite Monarchies', *Past and Present*, no. 137 (1992), pp. 48–71（エリオット「複合君主政のヨーロッパ」内村俊太訳、古谷・近藤編『礫岩のようなヨーロッパ』五五―七八頁）. Paul Langford (general ed.), *The Short Oxford History of the British Isles*, 11 vols. (Oxford University Press, 2000–2008)（ラングフォード監修『オックスフォード ブリテン諸島の歴史』全一一巻、鶴島博和監修、慶應義塾大学出版会、二〇〇九―二〇一五年）. モリル「ブリテンの複合君主政」など。国内における共同研究の例として、古谷・近藤編『礫岩のようなヨーロッパ』の他にも、岩井淳編『複合国家イギリスの宗教と社会―ブリテン国家の創出』ミネルヴァ書房、二〇一二年。

（91）Bacon, 'The Beginning of the History of Great Britain', p. 216.

（92）J. G.A Pocock, *The Discovery of Islands: Essays in British History* (Cambridge University Press, 2005)（ポーコック『島々の発見―新しいブリテン史』と政治思想』犬塚元監訳、名古屋大学出版会、二〇一三年）. 本稿との関連では、とくに第四章。

（93）Armitage, *The Ideological Origins of the British Empire*（『帝国の誕生』）. Idem, *Greater Britain, 1516–1776: Essays in Atlantic History* (Ashgate, 2004). Idem, (ed.) *British Political Thought in History, Literature and Theory, 1500–1800* (Cambridge University Press, 2006). Idem, *Foundations of Modern International Thought* (Cambridge University Press, 2013)（アーミ

テイジ『思想のグローバル・ヒストリー――ホッブズから独立宣言まで』平田雅博他訳，法政大学出版局，二〇一五年）．

（94）一連の過程については，Bruce Galloway, *The Union of England and Scotland 1603-1608* (John Donald Publishers, 1986). B. P. Levack, *The Formation of the British State: England, Scotland, and the Union 1603-1707* (Clarendon Press, 1987). Wormald, 'O Brave New World? The Union of England and Scotland in 1603', in T. C. Smout (ed.), *Anglo-Scottish Relations from 1603 to 1900* (The British Academy, 2005), pp. 13-35.

（95）詳しくは，木村『顧問官の政治学』第三章。彼はまた，〇四年八月に学識顧問官に任命されるとともに，「グレイト・ブリテン」への国名・称号の変更を指示した〇四年一〇月の国王布告の草案を準備した。Bacon, *The Works of Francis Bacon*, vol. 10, pp. 217, 235-239.

（96）Bacon, *The Works of Francis Bacon*, vol. 10, p. 96.

（97）Bacon, *The Works of Francis Bacon*, vol. 10, p. 228.

（98）Bacon, *The Works of Francis Bacon*, vol. 10, pp. 319-321.

（99）Galloway, *The Union of England and Scotland*. Galloway and Levack (eds.), *The Jacobean Union: Six Tracts of 1604* (Scottish History Society, 1985).

（100）Walter Bagehot, *The English Constitution*, (ed.), Paul Smith (Cambridge University Press, 2001), p. 50（バジョット『イギリス憲政論』小松春雄訳，中公クラシックス，二〇一一年，七四頁）．

（101）ウェルギリウス『アエネーイス』岡道男・高橋宏幸訳，京都大学学術出版会，二〇〇一年，二九二頁（851）。

（102）John Morrill, 'The War(s) of the Three Kingdoms', in Burgess (ed.), *The New British History: Founding a Modern State 1603-1715* (I. B. Tauris, 1999), pp. 65-91. かつては「ピューリタン革命」あるいは「市民革命」と呼ばれていた一連の出来事は，ラスレットや修正主義などによって「内乱」や「内戦」，あるいは近年では「三王国戦争」などと読み替えられてきた。このことの国内での浸透を示す例として，後藤はる美「「考えられぬこと」が起きたとき――ステュアート朝三王国とイギリス革命」近藤編『ヨーロッパ史講義』一〇七―一二五頁。

（103）Hobbes, *Leviathan*, pp. 137-138（『リヴァイアサン（二）』六七―六八頁（第一九章））．

（104）Malcolm Smuts, 'James I and the Consolidation of British Monarchy?', in Smuts (ed.), *The Oxford Handbook of the Age of Shakespeare* (Oxford University Press, 2016), pp. 66-81, esp., p. 81. K. M. Brown, 'Monarchy and Government in Britain, 1603-1637', in Wormald (ed.), *The Short Oxford History of the British Isles*, vol. 7: *Seventeenth Century 1603-1688* (Oxford

University Press, 2008), pp. 13-50（ブラウン「ブリテンの君主国とその統治、一六〇三～一六三七年」富田理恵訳（ウァーモールド編『オックスフォード ブリテン諸島の歴史7―一七世紀 一六〇三年―一六八八年』西川杉子監訳、慶応義塾大学出版会、二〇一五年）一七―六五頁）。

(105) Locke, *Two Treatises of Government*, pp. 355, 399-400（『統治二論』四四九―四五〇、五三六―五三八頁（後篇第一〇章§一三三第一八章§二〇〇））.

(106) もっとも、狩猟を好んだジェイムズがロンドンを不在にしがちであったことや、国王寝室がスコットランド出身者で占められたこと、さらには治世後半におけるサマセット伯やバッキンガム公といった寵臣の登場などの新たな問題も生じた。

(107) Cecil, 'A Collection of Several Speeches and Treatises of the Late Lord Treasurer Cecil, and of Several Observations of the Lords of the Council Given to King James Concerning His Estate and Revenue in the Years 1608, 1609, and 1610', (ed.), Pauline Croft, in *Camden Miscellany*, vol. 29 (Camden 4th series vol. 34; Royal Historical Society, 1987), pp. 311, 287. なお、セシルは一方で、「徳を技術として用いる」マキァヴェッリの議論に対して、恐れられるよりも愛されることの方が「最も高次の知恵」とする（p. 302）。

(108) 本稿で扱えなかったテーマの一つが、一六〇三年以降の「君主のいない」スコットランドの統治である。ジェイムズは、〇七年の演説において、彼がスコットランドを「剣」ではなく「ペン」によって統治していることを真の誇りとした。King James VI and I, *Political Writings*, p. 173. これに関して、〇三年以前からの統治の連続性を強調する議論として、Wormald, 'The Happier Marriage Partner: The Impact of the Union of the Crowns on Scotland', in Burgess, Wymer and Lawrence (eds.), *The Accession of James I*, pp. 69-87. Idem, 'The Reign of James VI: 1573-1625', in Bob Harris and A. R. MacDonald (eds.), *Scotland: The Making and Unmaking of the Nation c. 1100–1707*, vol. 2 (Dundee University Press, 2007), pp. 18-35. これに対して、統治の乖離や助言の衰退といった変化を指摘する議論として、A. R. MacDonald, 'Consultation and Consent under James VI', *The Historical Journal*, vol. 54, no. 2 (2011), pp. 287–306. Idem, 'Consultation, Counsel and the 'Early Stuart Period' in Scotland', in Rose, (ed.), *The Politics of Counsel in England and Scotland*, pp. 193-210.

(109) 東京大学史料編纂所編『大日本史料』第一二篇之一一、四五六―四五八、四六一―四六二頁。川澄編『資料日本英学史1上』五八―五九、七三頁。Farrington (ed.), *The English Factory*, p. 63. なお、家康からの返書はアダムズが英訳したとされるが、おそらくその際に、「三つの強力で豊かな君主国」を支配するジェイムズの「偉大な知恵と力」を称える文言が新たに付け加えられた。John Saris, *The Voyage of Captain John Saris to Japan, 1613*, (ed.), Ernest Satow (London, 1900), p. 137（セーリス『日本渡航記』

村川堅固訳、岩生成一校訂（『新異国叢書6』雄松堂書店、一九七〇年）一八〇頁）、Farrington (ed.), *The English Factory*, vol. 1, p. 91. 東京大学史料編纂所編『大日本史料』第一二篇之一一、五一六頁。川澄編『資料日本英学史1上』七一頁。ここでの「三国」は、グレイト・ブリテンとアイルランド、そしてフランスを指す。なお、家康の返書を収録したセーリスの『日本渡航記』には、アーネスト・サトウが編集した版とは別に、現在東洋文庫に所蔵されている手写本があるが、それは、当時（1617）国璽尚書であったベイコンに献呈されている。東洋文庫監修『重要文化財 ジョン・セーリス『日本渡航記』』勉誠出版、二〇一六年、一七頁。

※本稿は、JSPS 科研費 16K03474 の助成を受けたものである。